

四日市市告示第114号

四日市市子どもの虐待及び配偶者からの暴力防止ネットワーク会議設置要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和3年3月18日

四日市市長 森 智広

四日市市子どもの虐待及び配偶者からの暴力防止ネットワーク会議設置要綱の一部を改正する要綱

四日市市子どもの虐待及び配偶者からの暴力防止ネットワーク会議設置要綱（平成25年四日市市告示第145号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(構成)</p> <p>第3条 ネットワーク会議は、<u>次項に規定する委員及び推進委員（以下「委員等」という。）について、委員等名簿に記載すること</u>をもって構成する。</p> <p><u>2 委員等は、それぞれ次の各号に掲げる者をもって充てる。</u></p> <p><u>(1) 委員 別表第1に掲げる関係機関等から年度毎に推薦を受けた者</u></p> <p><u>(2) 推進委員 別表第2に掲げる関係機関等から年度毎に推薦を受けた者</u></p> <p><u>3 委員等は、関係機関等からの申出により、年度内でもあっても交替することができる。</u></p> <p>(会長及び副会長)</p>	<p>(構成)</p> <p>第3条 ネットワーク会議は、<u>別表第1及び別表第2に掲げる関係機関等から推薦を受けた委員及び推進委員（以下「委員等」という。）</u>をもって構成する。</p> <p><u>2 委員等の任期は2年とし、欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。</u></p> <p>(会長及び副会長)</p>

<p>第4条 ネットワーク会議に会長及び副会長を置き、<u>会長は四日市市こども未来部から推薦を受けた委員、副会長は三重県北勢児童相談所から推薦を受けた委員とする。</u></p> <p>2及び3 (略)</p> <p>(委員会議)</p> <p>第6条 委員会議は、<u>第3条第2項第1号</u>に掲げる委員によって組織し、次の各号に掲げる事項について協議する。</p> <p>(1)から(3)まで (略)</p> <p>2から4まで (略)</p> <p>(推進委員会議)</p> <p>第7条 推進委員会議は、<u>第3条第2項第2号</u>に掲げる推進委員によって組織し、次の各号に掲げる事項について協議する。</p> <p>(1)から(3)まで (略)</p> <p>2及び3 (略)</p>	<p>第4条 ネットワーク会議に会長及び副会長を置き、<u>委員の互選により定める。</u></p> <p>2及び3 (略)</p> <p>(委員会議)</p> <p>第6条 委員会議は、<u>別表第1</u>に掲げる委員によって組織し、次の各号に掲げる事項について協議する。</p> <p>(1)から(3)まで (略)</p> <p>2から4まで (略)</p> <p>(推進委員会議)</p> <p>第7条 推進委員会議は、<u>別表第2</u>に掲げる推進委員によって組織し、次の各号に掲げる事項について協議する。</p> <p>(1)から(3)まで (略)</p> <p>2及び3 (略)</p>
--	--

附則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

(四日市市こども未来部こども家庭課)